

株式交換に係る事前開示書面

(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に基づく事前開示書類)

2026年9月8日

ギフトィグループ株式会社

2026年9月8日

株式交換に係る事前開示書面

東京都品川区東五反田2-10-2
ギフティグループ株式会社
代表取締役 太田 睦

ギフティグループ株式会社(以下「当社」といいます。)は、2026年8月14日付で株式会社DIRIGIO(以下「DIRIGIO」といいます。)との間で株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)を締結し、2026年9月30日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、DIRIGIOを株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行うことといたしました。

本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。なお、本株式交換は、当社において会社法第796条第2項に定める簡易株式交換に該当します。

記

1. 株式交換契約の内容(会社法第794条第1項)
別紙1「株式交換契約書(写)」のとおりです。
2. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項(会社法施行規則第193条第1号)
別紙2のとおりです。
3. 会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項(会社法施行規則第193条第2号)
会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定めはありません。DIRIGIOが発行している新株予約権については、本株式交換の効力発生日までにその全部を消却する予定であり、本株式交換に際して当社の新株予約権を交付する予定はありません。
また、DIRIGIOが発行している転換社債型新株予約権付社債については、当社が2026年8月31日付でその全部を取得しており、本株式交換による対価の交付及び当社への社債債務の承継を行わず、本株式交換後もDIRIGIO発行の転換社債型新株予約権付社債として存続します。
4. 株式交換完全子会社(DIRIGIO)に関する事項(会社法施行規則第193条第3号)
 - (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容
DIRIGIOの最終事業年度(2025年12月期)に係る計算書類等の内容は、別紙3のとおりです。
臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
 - (2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
DIRIGIOは、2026年8月31日付で当社を割当先とする第三者割当増資を実施しました。これに加え、同日付で当社によるDIRIGIO株式の取得が実行された結果、当社のDIRIGIOに対する議決権所有割合は67.1%となり、DIRIGIOは当社の連結子会社となりました。
5. 株式交換完全親会社(当社)に関する事項(会社法施行規則第193条第4号)
 - (1) 当社成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
当社は、2026年8月31日付で、DIRIGIOが実施する第三者割当増資の引受け、DIRIGIOの既存株主からの株式取得並びに当社の完全子会社である株式会社ギフティからのDIRIGIO株式及び転換社債型新株予約権付社債の取得を行い、DIRIGIOに対する議決権所有割合を67.1%とし、同社を当社の連結子会社としました。
 - (2) 当社成立の日における貸借対照表
当社には最終事業年度がないため、当社成立の日(2026年7月1日)における貸借対照表を別紙4として添付します。

6. 本株式交換が効力を生ずる日以後における当社の債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第193条第5号)

本株式交換については、会社法第799条第1項の規定により異議を述べることができる債権者は存在しないため、該当事項はありません。

以 上

株式交換契約書（写）

ギフトィグループ株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社 DIRIGIO（以下「乙」という。）は、2026 年 8 月 14 日付で、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（株式交換）

第1条 本契約の定めるところに従い、甲及び乙は、甲を乙の株式交換完全親会社、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済普通株式（甲が保有する乙の株式を除く。）の全部を取得する。

（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

第2条 甲及び乙の商号及び住所はそれぞれ以下のとおりである。

甲（株式交換完全親会社）

商号：ギフトィグループ株式会社

住所：東京都品川区東五反田 2-10-2

乙（株式交換完全子会社）

商号：株式会社 DIRIGIO

住所：東京都目黒区中目黒一丁目 1 番 17 号

（本株式交換に際して交付する株式及びその割当てに関する事項）

第3条 甲は、本株式交換に際して、本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）における、本株式交換により甲が乙の発行済株式（甲が保有する乙の株式を除く。）の全部を取得する直前の時点（以下「基準時」という。）の乙の株主名簿に記載又は記録された株主（甲を除く。以下同じ。）に対し、その有する乙の普通株式 1 株につき、以下の方法により算出される株式交換比率を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。

株式交換比率（※1）＝16,248 円／甲の普通株式の平均株価（※2）

（※1）小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

（※2）「甲の普通株式の平均株価」とは、東京証券取引所プライム市場における甲の普通株式 1 株当たりの終値について、以下の各号に定める金額のうち、いずれか高い金額をいう。

① 本契約締結日の前営業日（2026 年 8 月 13 日）を最終日とする直前 10 取引日の各取引日（取引が成立しなかった日を除く。）における甲の普通株式 1 株当たり

の終値の単純平均値

② 2026 年 9 月 17 日を最終日とする直前 10 取引日の各取引日（取引が成立しなかった日を除く。）における甲の普通株式 1 株当たりの終値の単純平均値
この時、各平均値は、小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入するものとする。

- 2 前項に従い、乙の各株主に対して割当交付しなければならない甲の普通株式の数に 1 株に満たない端数が生じた場合、甲は、会社法第 234 条その他の関係法令の規定に従い処理する。

（資本金及び準備金の額に関する事項）

第4条 本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、それぞれ次のとおりとする。但し、効力発生日に至るまでの間における事情の変更により、甲及び乙が協議の上、合意によりこれを変更することができる。

- | | |
|-------------|--------------------------|
| (1) 資本金の額 | 会社計算規則第 39 条に従い、甲が別途定める額 |
| (2) 資本準備金の額 | 会社計算規則第 39 条に従い、甲が別途定める額 |
| (3) 利益準備金の額 | 0 円 |

（効力発生日）

第5条 本株式交換の効力発生日は、2026 年 9 月 30 日とする。但し、本株式交換の手の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

（株式交換契約承認株主総会）

第6条 乙は、2026 年 8 月 28 日に開催予定の臨時株主総会において、本契約について会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を受けるものとする。

- 2 甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、本契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ないで本株式交換を行う。但し、会社法第 796 条第 3 項の規定により、本契約について甲の株主総会の決議による承認を受けることが必要であることが判明した場合には、甲及び乙は、第 5 条但書の定めに基づく効力発生日の変更について協議するとともに、甲は、当該変更後の効力発生日の前日までに、甲の株主総会を招集し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。なお、この場合、乙は、当該効力発生日の変更に係る協議において、甲による当該効力発生日の変更の提案について、合理的な理由なく拒絶しない。

(会社財産の管理等)

第7条 甲及び乙は、本契約締結日後効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、予め甲及び乙が協議し合意の上、これを行う。

(本株式交換の条件の変更及び本契約の解除)

第8条 本契約締結日後、効力発生日に至るまでの間において、以下の各号に掲げる場合、甲及び乙は本契約を解除し、又は協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更することができる。

- ① 甲又は乙の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他法令上の倒産手続の申立てがされた場合
- ② 甲又は乙が支払不能又は支払停止の状態になった場合
- ③ 甲又は乙が本契約に定める義務のいずれかに違反(但し、軽微な違反を除く。)し、10 営業日の期間を定めて書面又は電磁的手段によって是正の催告を行っても期間内に是正が行われなかった場合
- ④ 乙が解散の決議をした場合
- ⑤ 甲又は乙の財産状態、経営成績、キャッシュフロー、事業又は権利義務に重大な悪影響を及ぼす事態が生じた場合
- ⑥ 本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合
- ⑦ 前各号のほか本契約の目的の達成が困難となった場合

(自己株式の消却)

第9条 乙は、本株式交換の効力発生日の前日までに行われる乙の取締役会の決議により、基準時の直前の時点までに保有することとなる自己株式(本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって乙が取得する自己株式を含む。)の全部を基準時の直前の時点をもって消却する。

(本契約の失効)

第10条 本契約は、乙の第6条第1項に定める臨時株主総会において本契約の承認が受けられない場合、又は、甲の第6条第2項但書に定める株主総会において本契約の承認若しくは本株式交換に必要な事項に関する決議がなされない場合は、その効力を失う。

(管轄裁判所)

第11条 本契約及び本株式交換に関する一切の紛争については、甲及び乙が誠実に協議し、

解決に当たるものとするが、かかる協議が整わない場合には、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議事項)

第12条 本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

(以下余白)

本契約締結の証として、本契約書 2 通を作成し、甲及び乙が記名捺印の上、各 1 通を保有する。

2026 年 8 月 14 日

甲 東京都品川区東五反田 2-10-2
ギフティグループ株式会社
代表取締役 太田 睦

乙 東京都目黒区中目黒一丁目 1 番 17 号
株式会社 DIRIGIO
代表取締役 本多 祐樹

会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めに関する事項
(会社法施行規則第193条第1号)

(1) 株式交換に際して交付する株式の数又はその数の算定方法及びその割当ての相当性

当社は、本株式交換がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」といいます。)における、本株式交換により当社がDIRIGIOの発行済株式(当社が保有するDIRIGIO株式を除きます。)の全部を取得する直前の時点(以下「基準時」といいます。)のDIRIGIOの株主名簿に記載又は記録された株主(当社を除きます。)に対し、その保有するDIRIGIO普通株式1株につき、次の算式により算出される株式交換比率を乗じて得た数の当社普通株式を交付します。当社は、当該交付に際して新たに普通株式を発行する予定です。

$$\text{株式交換比率}(\ast 1)=16,248\text{円} \div \text{当社の普通株式の平均株価}(\ast 2)$$

(※1)株式交換比率は、小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入します。

(※2)「当社の普通株式の平均株価」とは、東京証券取引所プライム市場における当社普通株式1株当たりの終値について、以下の①及び②に定める金額のうち、いずれか高い金額をいいます。

① 2026年8月13日を最終日とする直前10取引日の各取引日(取引が成立しなかった日を除きます。)における当社普通株式1株当たりの終値の単純平均値

② 2026年9月17日を最終日とする直前10取引日の各取引日(取引が成立しなかった日を除きます。)における当社普通株式1株当たりの終値の単純平均値

なお、上記①及び②の各平均値は、小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入します。

DIRIGIO普通株式1株当たりの価値16,248円については、当社、株式会社ギフティ及びDIRIGIOから独立した第三者算定機関である南青山アドバイザリーグループ株式会社による株式価値算定の結果を参考に、DIRIGIOの財務状況、事業計画、将来の見通し及び本取引により見込まれる効果等を総合的に勘案し、当事者間で協議の上決定したものです。南青山アドバイザリーグループ株式会社はDCF法によりDIRIGIO普通株式1株当たり14,161円から25,162円と算定しており、16,248円は当該算定レンジの範囲内です。

また、当社普通株式は東京証券取引所プライム市場に上場しており市場株価が形成されていることから、その価値について市場株価を基礎とすることが適切と判断しております。上記の算定方法は、DIRIGIO株主が受け取る当社普通株式の価値に対する株価変動の影響を一定程度緩和しつつ、受取対価の予見可能性にも配慮するものであり、当社及びDIRIGIOは、本株式交換における株式交換比率の算定方法及び割当ての内容は相当であると判断しております。

なお、本株式交換に伴い交付すべき当社普通株式の数に1株に満たない端数が生じる場合には、会社法第234条その他の関係法令に従い、当該端数に応じた金銭を交付します。

加えて、DIRIGIOが基準時の直前までに保有する自己株式については、本株式交換契約に基づき、基準時の直前をもって全て消却するため、当該自己株式に対する当社普通株式の割当ては行われません。

(2) 当社の資本金及び準備金の額の相当性

本株式交換に際して増加する当社の資本金及び準備金の額については、本株式交換契約において、以下のとおり定めております。

① 資本金の額 会社計算規則第39条に従い、当社が別途定める額

② 資本準備金の額 会社計算規則第39条に従い、当社が別途定める額

③ 利益準備金の額 0円

上記の定めは、本株式交換に際して増加する資本金及び資本準備金の額について、会社計算規則第39条その他の関係法令に従い当社が定めることとするものであり、利益準備金の額を0円とすることと併せ、相当であると判断しております。

決 算 報 告 書

2025 年度

自 令和7年 01月01日

至 令和7年 12月31日

株式会社DIRIGIO

目黒区中目黒 1 - 1 - 1 7

貸借対照表

令和7年12月31日 現在

株式会社DIRIGIO

(単位： 円)

資産の部

【流動資産】

現金及び預金	110,749,978	
売掛金	48,776,810	
前払費用	7,161,925	
未収入金	29,168,533	
流動資産合計		195,857,246

【固定資産】

【無形固定資産】

ソフトウェア	1	
無形固定資産合計	1	

【投資その他の資産】

差入保証金	1,005,000	
長期前払費用	418,270	
投資その他の資産合計	1,423,270	
固定資産合計		1,423,271
資産の部合計		197,280,517

負債の部

【流動負債】

未払金	13,349,968	
未払費用	9,312,631	
未払法人税等	290,000	
未払消費税等	1,456,200	
前受金	1,302,854	
預り金	57,849,651	
社債	316,459,000	
流動負債合計		400,020,304

【固定負債】

長期借入金	3,520,000	
固定負債合計		3,520,000
負債の部合計		403,540,304

貸借対照表

令和7年12月31日 現在

株式会社DIRIGIO

(単位： 円)

純資産の部

【株主資本】

資 本 金	100,000,000
資 本 剰 余 金	
資 本 準 備 金	121,297,428
そ の 他 資 本 剰 余 金	25,268,841
資 本 剰 余 金 合 計	146,566,269
利 益 剰 余 金	
そ の 他 利 益 剰 余 金	
繰 越 利 益 剰 余 金	-452,826,056
そ の 他 利 益 剰 余 金 合 計	-452,826,056
利 益 剰 余 金 合 計	-452,826,056
株 主 資 本 合 計	-206,259,787
純 資 産 の 部 合 計	-206,259,787
負債及び純資産の部合計	197,280,517

損 益 計 算 書

令和7年01月01日 ～ 令和7年12月31日

株式会社DIRIGIO

(単位： 円)

【売上高】

売 上 高	163,072,144	
売 上 高 計		163,072,144

【売上原価】

当 期 商 品 仕 入	86,747,791	
当 期 商 品 仕 入 高	29,681,971	
通 信 費 (売 上 原 価)	57,065,820	
売 上 原 価 計		86,747,791
売 上 総 利 益		76,324,353

【販売管理費】

販 売 管 理 費 計		147,041,301
営 業 利 益		-70,716,948

【営業外収益】

受 取 利 息	228,342	
雑 収 入	1,001,716	
営 業 外 収 益 計		1,230,058

【営業外費用】

支 払 利 息	4,864,798	
雑 損 失	2,450,621	
営 業 外 費 用 計		7,315,419
経 常 利 益		-76,802,309
税 引 前 当 期 純 利 益		-76,802,309

【法人税等】

法 人 税 等	290,000	
法 人 税 等 計		290,000
当 期 純 利 益		-77,092,309

販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 内 訳 書

令和7年01月01日 ～ 令和7年12月31日

株式会社DIRIGIO

(単位： 円)

役	員	報	酬	16,374,997	
役	員	賞	与	1,900,000	
給	料	手	当	40,836,906	
賞			与	514,711	
法	定	福	利	費	8,156,173
福	利	厚	生	費	627,564
採	用	教	育	費	4,846,938
荷	造	運	賃	116,837	
広	告	宣	伝	費	3,476,886
接	待	交	際	費	1,301,559
会		議		費	1,220,973
旅	費	交	通	費	2,210,196
通		信		費	9,283,098
販	売	促	進	費	225,286
消	耗	品		費	810,587
水	道	光	熱	費	161,506
新	聞	図	書	費	205,449
諸		会		費	562,725
支	払	手	数	料	8,901,561
地	代	家	賃	7,147,470	
り	一	ス	料	9,000	
保		険	料	65,585	
租	税	公	課	75,320	
支	払	報	酬	料	2,532,669
減	価	償	却	費	2,449,582
雑			費	152,649	
業	務	委	託	費	32,875,074
販 売 管 理 費 計					

株主資本等変動計算書

令和7年01月01日 ～ 令和7年12月31日

株式会社DIRIGIO

(単位： 円)

【株主資本】

資 本 金	当期首残高	100,000,000
	当期末残高	100,000,000
資 本 剰 余 金		
資 本 準 備 金	当期首残高	121,297,428
	当期末残高	121,297,428
そ の 他 資 本 剰 余 金	当期首残高	25,268,841
	当期末残高	25,268,841
資 本 剰 余 金 合 計	当期首残高	146,566,269
	当期末残高	146,566,269
利 益 剰 余 金		
そ の 他 利 益 剰 余 金		
繰 越 利 益 剰 余 金	当期首残高	-375,733,747
	当期変動額 当期純利益	-77,092,309
	当期末残高	-452,826,056
利 益 剰 余 金 合 計	当期首残高	-375,733,747
	当期変動額	-77,092,309
	当期末残高	-452,826,056
株 主 資 本 合 計	当期首残高	-129,167,478
	当期変動額	-77,092,309
	当期末残高	-206,259,787
純 資 産 の 部 合 計	当期首残高	-129,167,478
	当期変動額	-77,092,309
	当期末残高	-206,259,787

個 別 注 記 表

令和7年01月01日 ～ 令和7年12月31日

株式会社DIRIGIO

この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く。）は定額法）を採用しています。

(2) 無形固定資産 定額法を採用しています。

計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数に関する事項

前期末株式数（発行済普通株式） 39,485株

当期増加株式数（発行済普通株式）

当期減少株式数（発行済普通株式）

当期末株式数（発行済普通株式） 39,485株

前期末株式数（発行済優先株式）

当期増加株式数（発行済優先株式）

当期減少株式数（発行済優先株式）

当期末株式数（発行済優先株式）

監 査 報 告 書

2025 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までの第 10 期事業年度における取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役就任後、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、監査役就任前の期間については、取締役会議事録その他の関係資料を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人等から報告を受けることにより、取締役の職務の執行状況を確認いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2026 年 2 月 18 日

株式会社 DIRIGIO

監査役 高萩 浩之 ㊞

貸借対照表

2026年7月1日現在

ギフトィグループ株式会社

(単位：百万円)

資産の部		純資産の部	
科目	金額	科目	金額
【固定資産】	10,705	株主資本	10,299
投資その他の資産	10,705	資本金	20
子会社株式	10,705	資本剰余金	10,279
		資本準備金	5
		その他資本剰余金	10,274
		新株予約権	406
資産の部合計	10,705	純資産の部合計	10,705